

ID: 139

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	貸付けの取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ふれあい農園条例 第5条		
例 規 番 号	平成17年条例第117号		
【根拠条文】 (貸付けの取消し) 第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを取り消すことができる。この場合において、使用者は、これに伴う損害を市長に請求することはできない。 (1) 前条の使用の条件に違反したとき。 (2) 管理が著しく粗放であると市長が認めるとき。 (3) 次条の使用料を納入しないとき。 (4) 前3号に定めるもののほか、特に農園の設置目的に離反すると市長が認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日